滋賀県/南部健康福祉事務所(草津保健所)だより

# 保健衛生情報

平成31年 3月発行18号



保健衛生情報は、南部健康福祉事務所(草津保健所)ホームページに掲載しています。

URL が 変わりました

滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/kenkou/300528.html

# 麻しん(はしか)は ワクチン接種が予防に有効です!

麻しんは、麻しんウイルスが感染しておこる感染症で、発熱や発疹などが主な症状です。

麻しんは感染力が強く、空気感染もするので、日頃から麻しんのワクチン(一般的にはMR(麻しん・風しん 混合)ワクチン)を受けていることが、予防に最も有効です。

## 定期接種を受けましょう

- ワクチンを1回接種することで、95%以上の人が麻しんに対する 免疫がつくと言われています。
- 確実な免疫を得るためには、99%以上の人が免疫がつくと言われる2回の接種が望ましいとされています。

#### ワクチンを接種したほうがよい?

- 1歳児と小学校入学前1年間の幼児は、定期 接種の対象です。期間内に接種することを積 極的にお勧めします。
- 過去に麻しんと診断され、検査で確認された ことがある方は、免疫がついていると考えら れることから、ワクチンを接種する必要はあ りません。

#### ご注意ください

過去に麻しんと診断されたこともワクチン接種も受けたこともない方で、麻しん患者と接触し、1~2週間(約10日間)経ってから発熱、せき、のどの痛み、眼が赤くなるなどの症状が出てきたら、麻しんの可能性があります。

麻しんの可能性がある旨、事前に医療機関へ連絡してから受診するようにしてください。

## 国民生活基礎調査への ご協力よろしくお願いします。

今年は3年に1度の大規模調査の年で、草津市、守山市、栗東市、 野洲市で合計21の地区が対象になっています。

対象地区には、4月末から6月中旬ころまで調査員が事前調査や調査票配布などのため訪問します。

今後の政策などに反映する際の、参考資料となる調査ですので、ご 協力よろしくお願いします。





#### 2020年4月1日全面施行

# 健康増進法が改正、「望まない受動喫煙」ゼロへ。

## 屋内施設は原則禁煙となります

ホテルや飲食店などの屋内施設は原則禁煙と なり、屋外への流出措置をした喫煙室でのみ 喫煙できるようになります。

また、法律で定められる小規模飲食店(既存 特定飲食提供施設)は一定の猶予措置がとら れますが、その場合も喫煙可とする際は県(保 健所)への届出や提示義務が課せられます。

## 屋外や家庭でも 配慮が義務付けられます

屋外であっても歩きたばこや密集地で の「望まない受動喫煙」が起きないよ う、また家庭でも子どもや患者等への 受動喫煙が起きないよう、喫煙を行う 方への配慮が義務付けられます。



### 「しがの健康づくりサポーター」になって、受動喫煙ゼロを一緒に目指しませんか



受動喫煙ゼロをはじめ、健康なまちづくりを推進するためには、行政機関 だけでなく、あらゆる分野の企業、民間団体、ボランティア等の参加協力 を得て、社会全体として個人の健康を支える環境づくりが大切です。

このことから、県内の各地域で、健康に関する活動に取り組んでいる企業 や団体、店舗等を、行政と連携して県民の方の健康づくりを支援すること を目的として「しがの健康づくりサポーター」として登録しています。

サポーターに関心のある方は、滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) までご連絡ください(電話:077-562-3614)。

# カンピロバクターによる食中毒が多発 鶏肉の生食はやめましょう!

例年3月から6月にかけての歓送迎会等でカンピロバクター食中毒が 発生しています。鶏肉の刺身、たたきなどの鶏肉の生食や加熱不足の鶏 肉を食べたことが原因です。

滋賀県では、飲食店・食肉販売店に、未加熱または加熱不十分の鶏肉(鶏 刺し、鶏たたき等)を提供しないよう、指導しています。



#### シリーズ連載(最終回)

## 第3回「発症・重症化を予防しよう!」

糖尿病は、早期から対処すれば 重症化を食い止めることができます。

健康診断で 血糖値を知ろう

健康的な 食生活

・定期的に受けることで 血糖コントロールをする

心がけのコツ

- ・1日3食、主食・主菜・副菜を組み合わせる
- ・甘いもの、脂っぽいものは控えめに
- ゆっくりとよく噛んで食べよう



